

令和6年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和6年9月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	欠
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	高 井 基次	出	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	欠	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画について

日程第4 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年10月15日（火））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、これから会議を始めます。

本日も多くの議案がありますので、慎重審議にご協力をお願いします。

これより令和6年第10回浅口市農業委員会を開催します。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において9番虫明委員、10番高井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日の1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日といたします。

それでは、日程第3、議事に移ります。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

611番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになります。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年9月13日提出。

番号611、土地の所在地は鴨方町深田、田、1、714平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、6番川崎委員、補足説明をお願いいたします。

委員 現在所有されている〇〇〇〇に住まれている〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇におり、なかなかこちらのほうの面倒が見れないということで、譲受人ですか、〇〇〇〇、まだこれからもバリバリやれるということで、譲り受けるということで合意しております。

耕作の、現在この土地、地図で言えば2ページ目の土地なんですけど、一応道路事情等はいいので、まだ今回普通にできるような感じなんですということで確認をしました。何も問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、611番の件についてご異議ありませんか。
議長 異議なし声
事務局 異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局 続きまして、612番の件について事務局の説明を求めます。
事務局 失礼します。番号612、土地の所在地は鴨方町六条院東、田、604平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は交換、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
委員 続きまして、担当の農業委員さんが今日欠席されておりますので、補足説明も農業委員さんからお伺いしますので、こちらで説明をさせていただきます。
事務局 地図のほうは3ページ、4ページになります。
委員 次のときに説明しましょうか。
事務局 次の。
委員 はい。
事務局 そうでしたら。
委員 613と。
事務局 613も該当しますので、そちらのほうで、ありがとうございます。お願いいたします。
議長 それでは、次も併せて審議ということにさせていただけたらと思います。質疑、応答も、またそのときにさせていただきます。
事務局 それやったら、613番のほうへしたいと思います。交換ということで、同じ方がお使いになってますんで。
事務局 続きまして、613番の件について事務局の説明を求めます。
事務局 失礼します。番号613、土地の所在地、金光町佐方、田、580平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は交換、譲渡しの理由は交換です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。
委員 以上です。
事務局 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。
委員 こちらのほうは、地図でいうと3ページ、4ページ、それから5ページ、6ページになります。
委員 612のほうは、これが〇〇〇〇の所有になるので、それでちょうど譲受人のところの東側がちょうど50メートルぐらいが譲受人のところになります。
委員 それから、次のページを開いていただくと、5ページ、6ページを見ますと、譲受人のほうは〇〇〇〇で、こちらの譲り渡す田んぼと、七、八十メートルぐらいかな、どちらでも自分のうちに近いということで、大きさも似たような感じで交換しようとして。〇〇〇〇のほうは、今そんなに田んぼをそんなに持ってなくて、こちらのほうは〇〇〇〇、そちらのほうは管理をされています。
委員 それから、六条院のほうの田んぼってというのは、管理はされてるんですけど、今のところ、まだ作付のほうはされてないような状況なんで、お互い近いところで管理が

できれば、これはそれでいいことだと思いますので、特に問題はないと思います。

議長 そしたら、先ほどの612番と613番、交換ということになっとなんで、今友田さんから説明をしていただきましたんで、両方ともご理解いただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

委員 ただいまの説明で質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、613番と612番の件についてご異議はありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、616番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号616、土地の所在地は全て金光町須恵です。616-1、畑、252平米。616-2、畑、112平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いいたします。

委員 地図のほうは、7ページ、8ページになります。

議長 こちらのほう、譲受人と譲渡し人は親子という形になります。譲受人のほうは、ちょうど〇〇〇〇のほうでおうちを建てて住まれているということで、今も管理は譲受人がしてるんじゃないかなというふうに思います。特に問題はないと思います。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、616番の件についてご異議はありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、617番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号617、土地の所在地は全て金光町佐方です。617-1、田、67平米。同じく2外といたしまして、田6筆、1,008平米。畑5筆、1,789.61平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

事務局 地図のほうは9ページ、10ページ、それから11ページ、12ページになります。

議長 いずれも場所のほうは、〇〇〇〇の南側に広がるものになります。

譲受人と譲渡し人外1名もおりますが、どちらもこの3人は兄弟になります。○○○○にいてる長女のほう、それから妹さんのほうが○○○○にいらっしやるというふうに聞いてますが、管理自体はお兄さんの譲受人のほうがずっと今まで、全部が全部きれいに管理してるかっていうと、そうでもないところ。要するに、休耕地みたいなところもあるんですけど、兄弟のことで、5年前にお父さんのほうが亡くなって公正証書が作られて、ほんで5年たったので、今回管理ができるお兄さんのほうに贈与するというふうに決めております。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、617番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、618番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号618、土地の所在地は全て寄島町です。618-1、田、130平米。同じく2外といたしまして、田5筆、2, 342平米。譲受人は、○○○○○。譲渡し人は、618-1から5までが○○○○○。618-6が○○○○○。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、12番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番齋藤です。

地図は、13ページから16ページまでにわたっております。

それで、13ページ、14ページは北側になりまして、その南側、15ページ、16ページ、真ん中のほうに線が薄いのが入ってると思いますけれども、これが○○○○○ということになります。○○○○○から北西約1.5キロの集落、○○○○○といったところになります。現在、寄島には、○○○○○というようなグループがありまして、今回譲受人の方は、この近くの方で、耕作放棄地を何とかよみがえらそうということで、いろんなお話をされとる中で、どうも寄島をきれいにしようということでの取得です。

取得後の利用計画のほうにつきましては、特産果樹をやろうというレモンに着目をいたしまして、栽培するというふうなことを聞いております。これは、非常に耕作放棄地の対策としては、私は非常にすばらしいものだろうかと思いますし、それから、その○○○○○というのがありまして、こちらにおられます中濱推進委員、それから大島推進委員の協力のもと、例えば寄島のほうもこれからまだまだきれいになっていくものだろうというふうに思っております。この譲受人の方に対しましても、非常に熱い熱意を持って、農業されているという方ですので、どんどん続いて寄島がきれいに

なることを願っておきたいと思います。今回の取得につきましては、特に問題はないと思います。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、618番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、620番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号620、土地の所在地は全て金光町占見新田です。620-1、畑、421平米。同じく2外といたしまして、田1筆、418平米。畑2筆、190平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、隣接する中古住宅を同時購入予定です。取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

場所は、〇〇〇〇のところの、〇〇〇〇があります。そこの西北寄りに100メートルぐらいなところ。増反による労力不足ということで何も問題ないと思います。審議ほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、620番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、621番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案の4ページになります。

番号621、土地の所在地、鴨方町六条院東、畑、301平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

こちらのほうを委員さんからお伺いしていますので、補足説明をこちらでさせていただきます。

地図で見ますと19ページ、20ページになります。

〇〇〇〇から〇〇〇〇側に下った〇〇〇〇の手前の左側になります。隣接する土地を譲受人が所有しており、委員さんからも特に問題はないとお伺いしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、621番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続きまして、622番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号622、土地の所在地は、622-1が金光町占見、622-2と3が金光町地頭下です。622-1、田、595平米。同じく2、田、859平米。同じく3、畑、192平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受人の持分は12分の1、譲渡し人の持分は2名で、それぞれ24分の1ずつになります。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。

地図は、21、22、23、24と25、26、3ページにわたってあります。

1番の所在地は、〇〇〇〇の十字路から北へ100メートルほど入っていったところにある耕作放棄地ということになってます。2番の所有地は、〇〇〇〇から南へ300メートルぐらい行ったとこに、田んぼとして今は耕作をしています。

3番の物件は、〇〇〇〇から北へ700メートルぐらい入ったとこにあります。これも耕作放棄地ということになってます、現状は、譲渡し人から持分を受けてもらえないかというふうなことで、譲受人のほうへ話がありまして、変則でありますけれど引き受けることにしたということのようです。今後、残りの持分がかなりありますが、持分の譲受けも申出があれば取得するというふうなことになっているというふうなことです。イレギュラーな取得ではありますけれど、書類等に不備とか問題はないので、許可申請に応じたいというふうに思います。そういうことで、審議のほうをよろしくお願いいたします。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 新しく委員になり、何もかんも分からんことばかりなので、当たり前のごことで申し訳ないんじゃないけど、持ち分12分の1というのはもっと分かりやすく、どういうふうなイメージをしたらよろしいんです。

事務局 相続人が亡くなって、それを相続されて、相続の人数で割ってるっていうことです。

委 員 1人の方が相続した形になってなくて、何人の方がしとる中で、その何人かの中のお一人の方が今回っていうふうなイメージですよ。

事務局 譲渡し人がお二人で24分の1で、お二人いらっしゃいますので12分の1になる。

委 員 まだ十何人の方は持分がそのまま残るとということで。

事務局 そういうことです。

委員 分かりました。

議長 ほかに何かございますか。

委員 2番の安田です。この地区は私の地区になるんですが、推進委員とすれば、田んぼの耕作を今後どういうふうにするか。要するに〇〇〇〇さんのところが12分の1ということは、今現に田んぼを作つとるとしていくと、800じゃから100平米ほど。その分割が分からんと、極端に言うとも耕作放棄地になっていくというような格好になるんですけど、こういうふうな持分のやり方というのは今後も続けるんか。

そういうふうになっての、耕作する人を探せえというふうな話になったときは、〇〇〇〇のほうは全部探してやられるんか、あとの十何人の方と協議してやられるんか。今、ここを耕作しているのは、私が人を頼んで枯らさんようにして耕作を今してるといふ状況なんで、そういうのはどういうふうな格好で事務局のほうは考えとるかなと、それを知りたいです。

事務局 本人さんのほう、〇〇〇〇のほうは、今は12分の1の取得になるんですが、そのほかの12分の11についても取得する意思があるということで、話があれば、それは受けていることを言っております。

委員 話がなかった場合は。

事務局 話がなかった場合は、今の状況になるかもしれないんですが、〇〇〇〇からすれば100%になるようにしていきたいという意思はお持ちということの確認はしております。

委員 分かりました。

議長 それでは、よろしいでしょうか。

事務局 今回、持分の所有権移転ということで、100%の権利移動ではないんですけども、昨今相続未登記の解消ということで国も力を入れておりまして、こういうケースは今後増えてくるかなと思われま。

耕作につきましては、安田委員さんおっしゃられるように、やっぱり耕作放棄地にならんように注視して、指導はしていかなければいかんのかなとは思っております。

議長 ほかにいかがでしょうか。

それじゃあ、ただいまの説明で質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

委員 確かに私もイレギュラーなケースで、さっきあの、言われたように、あっこは安田さん、どなたが今、安田さんが管理されている。

委員 これ、中身は薄々それは分かるんじゃないけど。

委員 うん。

委員 これも、この土地というのは要らん土地でしょう。この土地というのは、何十年来耕作者が動いとるんです。

委員 いろいろと。

委員 そうそうそう。一番最初に、昔の旧小作権を結んでる方から、その方が亡くなってから、もう何十年間の間に、Aさん、Bさん、Cさんになって、最終的に、一番近い人が昨年体調不良になって、全部放棄するという話になって、1町2反かな。1町5反かな。

議長 全体の田んぼ。

委員 その人が持つとる1町5反のうちの中で、面倒くせえところは耕作放棄をするという地域と話をしたんですけど、ここの土地が地区の人から、あれは取りあえずマムシがいるんで耕作放棄はせんよというふうな中身で、いろいろと探し歩いたんですけど、誰も手を出してくれんから、最終的に私が手を出して、1年間だけ管理するというでしている土地なんです。

議長 田んぼね。

委員 ですから。

議長 場所はいいですね、田んぼするにはね。水の出もよさそうに、見に行かせてもろうたんですけど、四角の土地でええところだなというふうに思ったんですけど。

委員 じゃから、今年一年作ってこれが出てきたんで、私の手から離れるんで。

議長 今年って、これ頼まれたのはどなたから頼まれたんです。さっき安田さんにしてほしいというふうな。この今の。

委員 ○○○○の近くの方。

議長 近くの方。○○○○から頼まれたとかというわけじゃないんですね。

委員 うん。

議長 回り回ってって。

委員 そう。回り回って。荒らさんがために。

議長 そこはみな、きれいな田んぼですね全体が。

委員 要らんこと言うてすいません。

議長 いやいやいや。

今、安田委員からの説明もありましたように、状況は把握していただいているんじゃないかと思うんですけど、質疑はもうなしということでよろしいでしょうか。

委員 なし声

議長 それじゃあ、異議なしと認めて、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

615の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案のほうが5ページになります。

議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年9月13日提出。

番号615、土地の所在地は鴨方町六条院中、畑、206平米。申請人は、○○○○。転用目的は一般住宅、施設の概要は○○○○。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、10番高井委員、補足説明をお願いします。

委 員 この物件は、地図で言やあ27、28ページになるんですけど、隣近所は全部〇〇〇〇の身内の方で、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、615番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

614番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案のほうが6ページになります。

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年9月13日提出。

番号614番、土地の所在地は全て金光町大谷です。614-1、畑、516平米。同じく2、畑、611平米。同じく3、畑、574平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、614-1と2が〇〇〇〇、614-3が〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地及び道路、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、5番古城委員、補足説明をお願いいたします。

委 員 この場所っていうのは、小字でいうところの〇〇〇〇という位置にありまして、〇〇〇〇のちょうど東側で、〇〇〇〇に位置するようになります。図面でも分かると、周りは全部住宅地になっておりまして、その東西地もどうなのかな、1年に一遍草を刈っているような状態の畑地と。今現状、アワダチソウが2メートルぐらい伸びとるような状況になっております。そして、二、三日前に確認に行ったときには、まだ機器の搬入等もなく、問題ないんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、614番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、619番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号619、土地の所在地は鴨方町六条院中、畑、42平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は宅地の拡張です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

こちらのほうも委員さんがお休みですので、こちらで補足説明をさせていただきます。

地図については、31、32ページになります。

今、2〇〇〇〇が建設されてますが、こちらの〇〇〇〇に入って北に300メートルほど走った〇〇〇〇になります。既存の住宅の目隠しとして木を植える目的のことで、委員さんからも特に問題はないと伺っております。ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、619番の件についてご異議はありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局 続きまして、議案第36号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の7ページになります。

議案第36号農用地利用集積計画について。令和6年9月13日提出。

それでは、説明を行います。

番号7、この1件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は1名、農地は1筆の更新になります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年間で、3年以上6年未満に該当します。

次に、8ページになります。

(1) 地目別設定面積については、田、1,893平米、畑、0平米、計1,893平米になります。

以上になります。ご審議をよろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員
議長
事務局
議長

それでは、この件について、ご異議はありませんか。
異議なし声
異議なしと認め、承認することに決定しました。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願いします。
①視察研修について
②次回の農業委員会について
他にないので、本日の委員会は以上で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時25分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩